

平戸市職員（建築）の採用試験を実施します

【試験職種・採用予定数・受験資格など】

試験区分	試験職種	職務内容	採用予定数	受験資格基準
資格免許職	建築	専門技術業務	若干名	ア昭和47年4月2日以降に生まれた人で、建築士法の規定による一級建築士の免許を有する人 イ昭和52年4月2日以降に生まれた人で、建築士法の規定による二級建築士の免許を有する人 ウ平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、学校教育法の規定による大学で建築関係の専門課程を履修し卒業した人または、平成30年3月までに卒業見込みの人（指定科目を修めて卒業または卒業見込み）

【試験日時、会場、発表、申込方法など】

- 一次試験 平成29年6月25日（日）
- 試験会場 平戸市役所3階会議室（平戸市岩の上町1508番地3）
- 一次発表 7月中旬に市役所に掲示するほか合格者に文書で通知します（不合格者には通知しません）
- 申込締切日 5月31日（水） ※郵送の場合、当日消印有効
- 申込用紙請求方法
申込用紙は、人事課人事班、各支所地域振興課および各出張所で交付します。申込用紙を郵便請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号／33cm×24cm）を必ず同封してください。
- 採用予定日 平成29年10月1日（日）採用予定
- お申し込み・お問い合わせ
〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3 人事課人事班（☎内線2318）

- とき 8月29日（火）午後1時30分～午後3時30分
- ところ アルカスSASEBO
- 受験資格 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した人、または長崎県知事がこれらの人と同等以上の学力を有すると認めた人で、次にあげる施設または営業において、2年以上調理の業務に従事した人
- ▼寄宿舍、学校、病院などの施設であって、継続して1回20食以上または1日50食以上の飲食物を調理して供与する給食施設
- ▼食品衛生法施行令第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業または総菜製造業の施設
- 願書の受付期間 6月1日（木）～8日（木）
- 受験手数料 6,100円
- 問 県北保健所企画調整課
（☎57-3663）

平戸市森林組合 平戸市宝亀町91-1
TEL 28-0300

（有）井元産業 平戸市戸石川町7-1
TEL 22-3104

平戸しいたけ生産組合 平戸市戸石川町7-2
TEL 23-8161

工場直営!!春の大感謝祭
創業40年を超える3つの工場が集結し開催!!

紳士スーツ・スラックス・シャツ販売会 **市場価格の50～70%OFF**

DATE: 5月26日（金）27日（土）28日（日）9:00～18:00（※28日は15時まで）
PLACE: 道の駅 松浦海のふさと館横 漁村体験学習施設

紳士服のみならず、子供・婦人服もご用意しております。スタッフ一同、お客様のお越しをお待ちしております。

お問合せ: アリエス㈱ 平戸市細差町891-6 ☎0950-28-1173
㈱エミネントスラックス 松浦市志佐町浦免1676-2 ☎0956-72-0326



見逃せない情報がココに

見落としがちだけど重要な「募集」「お知らせ」などの「情報」が満載
このページも見落とさないで、要チェック!

平戸市役所 ☎22-4111 ■ 生月支所 ☎53-2111 ■ 田平支所 ☎57-1111 ■ 大島支所 ☎55-2511

募 集

公営住宅の入居者を募集します

- 入居を希望する人は、申込書に添付書類を添えて、都市計画課または各支所地域振興課にお申し込みください。
- 募集戸数 27戸（15戸）
 - ①平戸地区 9戸
 - ②生月地区 3戸（13戸）
 - ③田平地区 15戸（2戸）
 - ※3月募集で応募のなかった住宅については、随時募集を行っていますので、窓口またはホームページでご確認ください。
 - ※（一）内の戸数は、随時募集の数です。
 - 申込期限 5月12日（金）
 - ※郵送でも受け付けます。（必着）
 - 申込資格 原則として、次のすべての要件を満たしていることが必要です。
 - ①収入が公営住宅法施行令に定められた基準内であること
 - ②住宅に困っていること
 - ③地方税などの滞納がないこと
 - ④暴力団員でないこと（同居を含む）
 - ⑤特定公共賃貸住宅については、同居または同居しようとする親族があること
 - ※単身者は、2K以下の住宅に入居することになります（高齢者、障がい者などを除く）
 - 添付書類
 - ①世帯全員の所得証明書（平成27年分）
 - ②納税証明書
 - ③住民票謄本
 - ※平成28年1月1日現在で市内に住所を有していた人は、個人番号（マイナンバー）提供により添付書類の提出が省略できます。
 - 選考方法 募集戸数を超えた住宅については、抽選により選考します。なお、抽選会は、6月3日（土）たばら活性化施設大ホールで開催予定です。
 - ※抽選会の開催については、該当者に後日通知します。

- ※注意 入居決定後に入居を辞退することがないよう、事前に十分検討したうえでお申し込みください。
- 問 都市計画課総務住宅班
（☎内線2285）

- 平成29年度第1回消防設備士試験の実施**
- 試験の種類 甲種（特類・第1類～第5類）、乙種（第1類～第7類）
 - とき 8月6日（日）午前10時～
 - ところ 長崎大学（文学キャンパス）・長崎県立大学・五島振興局・杵岐振興局・対馬市交流センター
 - 願書受付期間
 - ▼書面申請 5月29日（月）～6月9日（金）
 - ▼電子申請 5月26日（金）～6月6日（火）
 - 申込方法 （財）消防試験研究センター・長崎県支部・長崎県消防保安室、長崎県各振興局（長崎、県央を除く）県内各消防署
 - 問 消防本部予防課
（☎内線2124）

九電あんしんサポート

安心して暮らせる暮らしを、6つの「あんしん」でサポートします。

暮らしサポート 電気や暖房のトラブルなど、電気のご使用状況が普段と異なったときにメールでお知らせ!

空き家サポート 空き家付きメールでお知らせ 気になる空き家の状況を確認!

お墓サポート 空き家付きメールでお知らせ お墓のお世話を手伝い!

生活トラブルサポート 急な生活トラブルに かけつけ応急対応!

お問い合わせ・資料請求 九州電力株式会社 平戸営業所 電話: 0120-986-401（平日9時～17時）

お知らせ

農業振興地域内の農用地区域に含まれる土地の除外・編入手続きについて

市では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき「農業振興地域内の農用地区域」(以下「農用地区域」とします)を設定し、優良農地の確保・保全に努めています。「農用地区域」内の土地は、農業以外の目的には利用できないことになっており、やむを得ず他の目的に利用する場合は、「農用地区域」から除外する手続きが必要になります。また、中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金等への取り組み参加のためには、該当農地が「農用地区域」に指定されていることが条件となっており「農用地区域」へ編入する必要があります。

○提出場所 本庁農林課

○提出期限

▼第1回目5月31日(水)
▼第2回目10月31日(火)

退職したら国民年金に加入しましょう

20歳～60歳未満の人が会社などを退職したときは、国民年金に加入しなければなりません。また、退職した人に扶養されていた配偶者についても国民年金への変更手続きが必要です。

退職したことで国民年金保険料を納めることが困難なときは、退職(失業)特例免除制度がありますので、ご相談ください。

○手続きに必要なもの 年金

手帳、退職年月日がわかる書類、印かん、免許証などの身分証明書

※退職(失業)特例免除制度を希望するときは、「雇

用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」など、退職(失業)したことが確認できる書類を持参してください。

○受付窓口 市民課国保年金班(6番窓口)、各支所
地域振興課市民協働班、各出張所

○提出書類 ①除外または編入申請書②変更箇所位置図③変更箇所表示図④変更箇所字図⑤現況写真⑥被害防除計画⑦土地登記簿謄本(法務局で取得願います)⑧関係する図面(配置図、平面図、立面図、土地利用計画図)⑨農用地区域図⑩同意書⑪事業計画書⑫土地の選定に関する調書

※①⑥⑩⑫の様式は農林課にあります。
※手続きの予定がある場合は、早めに連絡をお願いします。
※手続きが終了するまでに半年程度の時間がかかります。あらかじめご了承ください。

○問 農林課農山村対策班 (☎内線2255)

後期高齢者医療保険料の軽減率が変わりました

後期高齢者医療保険料の軽減率が、4月1日から変わりました。

この変更は、全ての人が安心して医療を受けられる社会

○問い合わせ先

佐世保年金事務所

(☎0956・34・1189)

○問 市民課国保年金班 (☎内線2592)

軽トラ朝市を開催します

津吉交流会館において、地域の農作物などを販売する軽トラ朝市が開催されます。

当日は、空くじなしの抽選会(先着50人)なども行われますので、ご来場ください。

○とき 5月13日(土)午前9時

○ところ 津吉交流会館駐車場

○問 津吉地区まちづくり運営協議会

(☎27・0611)

第2回「ふれあい春まつり」を開催します

障がいのある人となない人が、お互いに尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指すために、地域の障がいをもった人たちとふれあう機会を作るイ

を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平を図られるよう、負担能力に応じた負担をするために行われます。皆さんのご理解をお願いします。

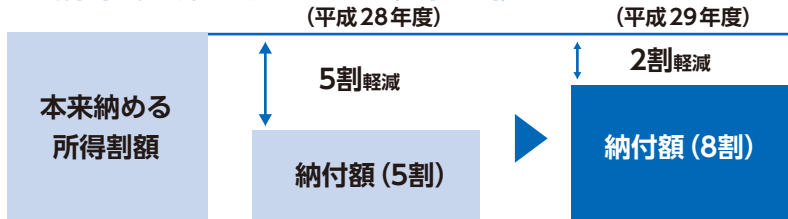
なお、後期高齢者医療保険に加入されている人には、5月中旬頃に後期高齢者医療広域連合よりパンフレットを送付します。また、平成29年度後期高齢者医療保険料については、7月に保険料額決定通知書を送付します。

○問 市民課国保年金班 (☎内線2591)

平成29年4月から保険料の軽減率が変わる人

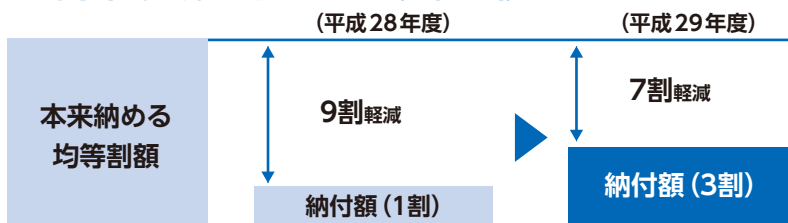
①年収が約153万円～約211万円の人

※所得割の軽減率が変わります(5割→2割)



②元被扶養者で、特定の要件に該当する人

※均等割の軽減率が変わります(9割→7割)



※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い人は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。

ださい。

○とき 6月6日(火)、7月4日(火)、8月1日(火)

○ところ 佐世保市中央保健福祉センター(すこやかプラザ)3階デイケア室

○内容 精神科医、弁護士、当事者からの講話。講話終了後にミーティングを行います。

○問 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター精神保健福祉課

(☎095-846-5115)

カネミ油症患者の健康実態調査を実施します

県では、4月からカネミ油

症患者を対象とした健康実態調査を実施しています。現在対象者に調査票を通知していますが、もし届いていない人で調査に協力できる人は、県生活衛生課までご連絡ください。

○問 長崎県生活衛生課 (☎095-895-2364)



想いをかたちに...

故人と語り、自分を見つめ直す...
お墓は大切な家族の記念碑です。

墓石・記念碑・設計～施工

有限会社 松永石碑店

〒859-5704

長崎県平戸市生月町山田免2331

TEL 0950-53-2816

どんな風に治療されているんだろう？

NATURAL
TEETH
なちゅらるティース



全診療室に手術用顕微鏡完備

完全予約制 HP: www.nteeeth.com

診療時間: 9:00～13:00・14:00～18:00

休診日: 日祝日、その他

長崎県平戸市生月町老部浦3-1

(生月JAガソリンスタンド近く)

TEL 0950-26-5555

CAR SHOP

Tanaka Motors
田中モータース

新車・中古車販売
車検 点検 钣金 保険

田中モータース

〒859-5152 長崎県平戸市鏡川町1146-1 TEL 0950-22-2674

相続による名義変更はお済みですか？

登記費用のお見積もりは無料です。
まずはお気軽にお問い合わせください。

☎0950-26-0077

登記手続きならおまかせください！スタッフ一同お待ちしております！



松田信哉司法書士法人 平戸事務所

代表司法書士 松浦寛(登録番号: 長崎445号)

平戸市築地町561-1(平戸市役所から徒歩3分)

各種相談

市役所では、市民の皆さんが普段の生活の中で抱えている悩みや困りごと、また、お仕事で就職や創業などを考えている人たちなどに対し、各種専門の相談員に相談できる窓口を用意しています。

今月は下記の日程で開催しますので、お気軽にお越しください。

■年金相談（完全予約制）

○2日（火）／30日（火）10：00～12：00/13：00～15：00 市役所本庁3階大会議室

○16日（火）10：30～12：00/13：00～15：00 生月支所

年金相談予約 ☎0956-34-1189

佐世保年金事務所お客様相談室受付時間（平日）8：30～17：00（相談日の前日までにご予約ください）

☎市民課国保年金班 ☎内線（2592）

■消費生活巡回相談

○10日（水）13：00～15：00

ふれあいセンター相談室

○17日（水）13：00～15：00

生月支所

○24日（水）14：00～16：00

大島村公民館

☎市民課内市民総合相談室 ☎内線（2530）

■ハローワークin平戸市

○12日（金）10：00～16：00

商工会議所2階会議室

○26日（金）10：00～16：00

商工会議所2階会議室

☎商工物産課商工新産業班 ☎内線（2214）

■個別創業相談会

○10日（水）10：00～16：00

平戸市役所内

○24日（水）10：00～16：00

平戸市役所内

☎商工物産課商工新産業班 ☎内線（2214）

■よろず相談会

（事業者の経営上の課題解決支援のための相談会です）

○2日（火）9：30～17：00

田平町民センター（音楽室）

☎商工物産課商工新産業班 ☎内線（2214）

■若者応援相談会in平戸

○17日（水）13：00～14：30

市役所本庁3階C会議室

☎商工物産課商工新産業班 ☎内線（2214）

暮らしに
役立つ情報が
ここにも

普段の生活に欠かせない情報を「お知らせ」

市税の納期限【5月31日（水）】

■市県民税 第1期（6月）

■国民健康保険税 第1期（6月）

■固定資産税 第1期

■軽自動車税 全期

■後期高齢者医療保険料 第1期（7月）

■介護保険料 第1期（6月）

☎税務課総務徴収班 ☎内線（2546）

延長窓口

本庁市民課では、平日の開庁時間に来庁できない人のために、時間外に証明書などを発行するサービスを実施しています。**サービスを利用される場合は、必ず当日の午後5時までにご連絡ください。**

■延長窓口実施日

2日（火）、9日（火）、11日（木）、16日（火）

18日（木）、23日（火）、25日（木）、30日（火）

■延長時間 午後5時15分～午後7時

■開設場所 本庁市民課

■受付内容 転入・転出・転居届

■交付できる証明書

○住民票の写し ○戸籍謄（抄）本

○戸籍附票の写し ○印鑑登録および印鑑証明書

※各支所・出張所では実施していません。

※証明の種類によっては委任状が必要になる場合があります。また、印鑑登録については即日登録できない場合がありますので、予約の際にご確認ください。

☎市民課戸籍住民班 ☎内線（2523）

お知らせ
平戸に移住・定住を考
えている皆さんを支援
します

市では、人口減少抑制対策の重点主要施策の1つである「移住・定住」を促進するため、移住・定住を目的に新規転入者や市内在住者の皆さんが取得する住宅などに対し、支援事業を行っています。

■住宅取得支援事業

（市内在住者向け）

○対象者 市内在住者で、市内業者により住宅を新築する人

○補助内容 住宅取得費の3％または30万円のうち、いずれか低い額。ただし、高校生以下の子どもが同居する世帯は、高校生以下の子ども1人につき10万円加算

○申請期限 住宅を取得した日から1年以内

※田平地区の「グリーンヒルズ」を市から購入して、新築した場合は、さらに

20万円を加算します。

■住宅取得支援事業

（新規転入者向け）

○対象者 新規転入者で転入した日から5年以内に市内において住宅を取得する人

○補助内容

▼市内業者による新築住宅取得費の10％または200万円のいずれか低い額

▼市外業者による新築住宅取得費の5％または100万円のいずれか低い額

▼中古住宅（宅地代金）

住宅取得費の7％または50万円のいずれか低い額

※中古住宅は、平戸市の空き家バンクに登録された物件で、空き家バンク制度を介して取得したものに限り、ます。

○申請期限 住宅を取得した日から1年以内

※空き家バンクとは、空き家の賃貸または売却を希望する所有者からの申し

■住宅改修支援事業

（Uターン者向け）

○対象者 Uターン者またはその2親等以内の親族で、市内に住宅を所有している人

※Uターン者とは、平成24年4月1日以降に転入した人で、過去に市内に住んでいたことのある人

○補助内容

Uターン者またはその2親等以内の親族が所有する市内の物件で、Uターン者の居住を目的とした家屋の改修経費の2分の1（上限50万円）

○申請期限

Uターン者が転入した日から5年以内、または転入前の改修については、転入前1年以内

■中古住宅改修費用支援事業

○対象者 平成27年4月1日以降に転入した人で

市内の中古住宅を取得、または賃借した人や市内

に中古住宅を所有している人

○補助内容

居住を目的とした家屋の改修経費および放置されていた家財道具の撤去に要する経費の2分の1（上限50万円）

※補助対象となる事業は、平戸市の空き家バンクに登録した物件に限ります。また、上記の新規転入者向け住宅取得支援事業における中古住宅取得の補助と併用することもできます。

■移住費用支援事業

○対象者 平成27年4月1日以降に定住を目的として移住する人

※市内外の事業所間で転勤する人を除く

○補助内容

市外から移住する際に生じる荷物運搬料および交通費（有料道路代、燃料費など）の3分の2（上限20万円）

○申請期限

転入した日から1年以内

■注意事項

▼この補助金の交付を受け

て5年以内に住宅を売り渡したり居住しなくなつた場合、または本市から転出することとなった場合は、補助金の全部または一部を返還となる場合があります。

▼住宅改修については、工事着工前に申請が必要で、市の交付決定日以降の改修にかかる経費が対象となります。

■移住コーディネーターを配置しました

4月17日から、地域協働課内（市役所本庁3階）において、市外や県外から平戸へ移住したい人や市内で定住を考えている人に対する相談窓口として、移住コーディネーターを配置しましたので、お気軽にご相談ください。



移住コーディネーター
山田 あずささん

◎問 地域協働課定住推進班
（☎内線2352）